

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

1 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事補の職務 2 職務の内容及び責任の程度が、主事補と同等と認められる職務	103	13.0%	主事補	39	103	13.0%	主事補級
				技師補	5			
				保育士補	33			
				保健師補	4			
				消防士	22			
				計	103			
2級	1 主事の職務 2 職務の内容及び責任の程度が、主事と同等と認められる職務	107	13.5%	主事	65	107	13.5%	主事級
				技師	8			
				保健師	6			
				看護師	3			
				保育士	19			
				消防士	6			
計	107							
3級	1 主任の職務 2 職務の内容及び責任の程度が、主任と同等と認められる職務	258	32.6%	主任	219	258	32.6%	主任級
				消防士	2			
				消防副士長	20			
				消防士長	17			
計	258							
4級	1 係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が、係長と同等と認められる職務	120	15.2%	係長	52	138	17.5%	係長級
				主査	32			
				園長代理	10			
				消防司令補	26			
計	120							
5級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が、高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長と同等と認められる職務	18	2.3%	係長	1	18	2.3%	係長級
				園長代理	1			
				主査	10			
				消防司令補	6			
計	18							
6級	1 課長補佐の職務 2 職務の内容及び責任の程度が、課長補佐と同等と認められる職務	100	12.6%	課長補佐	26	100	12.6%	課長補佐級
				専門員	34			
				企画補佐	8			
				館長	1			
				副センター長	2			
				園長	11			
				統括支援員	1			
				消防司令	17			
計	100							
7級	1 課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が、課長と同等と認められる職務	71	9.0%	課長	32	71	9.0%	課長級
				主幹	15			
				室長	1			
				支所長	3			
				所長	4			
				館長	3			
				センター長	2			
				会計管理者	1			
				苑長	1			
				次長	1			
				指導保育士	1			
				統括園長	1			
				分署長	2			
				副署長	4			
計	71							

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
8級	1 部長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が、部長と同等と認められる職務	14	1.8%	部長	7	14	1.8%	部長級
				参事	1			
				危機管理監	1			
				事務局長	2			
				消防長	1			
				担当部長	1			
				消防次長	1			
				計	14			
合計	791	100.0%						

※ 教育公務員 4 人を含む。

※ 再任用職員（短時間勤務職員を除く。） 7 人を含む。

※ (%)は各項目で四捨五入しているため、合計が100とまらない場合がある。

2 労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	技能員、用務員又は調理員の職務	1	2.1%	技能員補	1	48	100%	技能労務職			
				計	1						
2級	一定の技能又は経験を必要とし、指導に従い業務をする技能員、用務員又は調理員の職務	9	18.8%	技能員	9						
				計	9						
3級	高度の技能又は経験を必要とし、他者からの指導を受けることなく業務をすることができる技能員、用務員又は調理員の職務	3	6.3%	技能副主任	3						
				計	3						
4級	特殊で専門的な技能又は経験を有し、かつ、他者の指導をすることともに業務をすることができる技能員、用務員又は調理員の職務	1	2.1%	技能主任	1						
				計	1						
5級	4級の職務に加え、所属長を補佐し、業務の統括及び運営する役割を担い、かつ、他者の監督をすることともに業務をすることができる技能員、用務員又は調理員の職務	34	70.8%	技能主査	34						
				計	34						
合計		48	100.0%								

※ 再任用職員（短時間勤務職員を除く。）8人を含む。

※ (%)は各項目で四捨五入しているため、合計が100とまらない場合がある。